(続紙 1)

京都大学	博士 (教育学)	氏名	門松	愛
論文題目	バングラデシュにおける無償の就学前教育政策の構造的特徴と課題			

(論文内容の要旨)

本論文は、バングラデシュにおける無償就学前教育政策を可能にした構造的特徴とその意義、そしてそれが持つ課題について論究したものである。バングラデシュは最貧国でありながら、近年就学前教育の公立セクターを無償化した数少ない国の一つである。多くの国が就学前教育の無償化に資源的、制度的困難を抱える中で、なぜバングラデシュでそれが成功したのか、そしてその制度的な特質とは何なのかを比較教育学的視点から分析した。さらには就学前教育の無償化がバングラデシュ社会にもたらした影響と意義は何なのか、またその制度が抱える制度的課題とは何かについて考察したものである。本論文の構成は以下のとおりである。

第1章では、教育の無償化および就学前教育の無償化に関する国際的な議論や諸外国の政策を検討し、類型化を行った。まず、無償化の目的を、①社会への経済効果、②子どもの権利の保障、③学力向上や初等教育への準備、④就学前の格差是正の4つに分類した。また諸外国の無償化の対象を、①公立・民間を問わず、基準の条件なく無償にするアプローチ、②公立・民間は問わないが、利用する時間や金額に制限を設けるもの、③共通カリキュラムを採用した機関を無償とするもの、④公立の機関のみすべて無償にするもの、⑤公立の機関のみ、所得制限を設けて無償にするもの、と分類し、①のケースは実際には存在しないことを示したうえで、バングラデシュのケースを④と位置づけた。

第2章では、バングラデシュの就学前教育政策の無償化が、どのような経緯で、なぜ実現したのかについて明らかにし、無償の就学前教育の特徴を検討した。バングラデシュの無償化はまず初等学校において実現した。公立の就学前教育は、この初等学校に付属した就学前クラスに始まっており、初等学校の一部である就学前クラスも同じく無償であるべきものという認識があった。政府の財源は限られていたが、この認識に基づいて2011年、第3次初等教育開発計画において初めて無償化を明言し、既存の就学前クラスを利用しながら、これを全公立学校に拡大させることによって、無償化を達成したことを示した。

第3章では、バングラデシュにおける無償の就学前教育の財政構造と政策展開後の 就学前クラスの普及状況や就学率の変化について分析した。その結果、第3次初等教 育開発計画において、計上された予算のほとんどは教員給与にあてられ、インフラ整 備や質の向上のための予算はわずかであったことが明らかになった。それにもかかわ らず 2016 年までにはほぼすべての初等学校に就学前クラスが設置され、粗就学率が 倍以上に向上したのは、学校内教室という簡便インフラと教員の量的配置によるもの で、質の充足度は必ずしも十分とはいえなかったことを明らかにした。

第4章では、バングラデシュの就学前教育ナショナルカリキュラムの特徴を分析し、 その理念がどの程度学校現場の実践に反映されているかについて検討した。その結果、 バングラデシュのナショナルカリキュラムは、理念的には国際的潮流ともいえる「子ども中心」「遊びを通した学び」を重視する、主体的経験主義の特徴を持ちながら、具体的な実践や評価項目などでは学術的な知識の獲得を目指す性格が強く、明確に就学準備型の特徴を有していることを明らかにした。続いて、学校における実態を知るために、公立学校 6 校と私立学校 7 校で教員および保護者へのインタビューを行い、その一部で実践観察も行った。その結果、公立学校では多くの学校が知識獲得やしつけを教えることが中心とされ、遊びについては子どもが遊べるインフラに差があり、学校間に格差があることがわかった。一方、保護者へのインタビューからは、良い学校とは、遊びたがる子どもにしつけや規律を教え、教師が知識を教え込む学校であるという、カリキュラムに逆行する認識が多くみられた。また公立初等学校への不信から、有償の私立施設がいい学校であり、無償の公立施設はそうでないという評価が一般的で、カリキュラムの理念が支持されていないことがわかった。

つづく第5章では、無償化の対象となっていない NGO 立および私立の学校の実態について調べた。これらの学校は政府からの資金的補助は一切受けておらず、その分、カリキュラムに独自性がみられたが、質的統制も機能しておらず、教室環境、教員の訓練、指導法といった点では、NGO 立や私立の学校が必ずしも優れているとはいえず、むしろ公立の方がいい場合もあることが示された。

第6章では、こうした多様な就学前教育施設を持つバングラデシュで、保護者はどのような理由で学校を選んでいるのかについてアンケート・インタビュー調査を行った。公立3校と私立2校に子どもを就学させている保護者に選択理由について尋ねたところ、公立では家からの近さ、教員の良さ、政府の学校であること、などがあげられたが、私立では確かな学問の獲得、学校環境、教員の良さ、などが上位にあげられた。すなわち、保護者は学校を選ぶにあたって、無償であることやカリキュラムの良さを理由にするよりも、学校の物理的特徴や教員の良し悪しを主な判断基準にしていることがわかった。

終章では以上の分析から、バングラデシュの就学前教育無償化政策の構造的特徴を費用、アクセス、質の観点から分析し、当該社会の文脈から見た無償であることの意義と限界について考察を行い、以下の点を明らかにした。すなわち(1)同国では就学前教育の制度化と無償化を同時に行ったが、その背景には、公立学校への限定的資源投下、初等学校附属クラスの形態を利用した簡便なインフラの拡大があること、NGOやUNICEFとの協働などがあったこと。(2)またバングラデシュの就学前ナショナルカリキュラムは理念の観点では高い質を追求するものであったが、学校での実践ではそれが生かされていない「質的ねじれ」が存在したこと。(3)さらに、公立就学前教育の無償化は、就学率の向上に大きな効果を及ぼしたが、保護者の意識としては、必ずしも無償化が第一の選択理由ではなく、物理的特徴や教員の質などが大きな選択理由となっていたこと、である。以上をまとめて筆者は、就学前教育の無償化は一定程度の普及を達成するうえでは意義があるものの、人々の就学前教育への価値観によって、その効用は大きく制約され、さらなる普及や平等化には限界が存在することを指摘した。

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、バングラデシュにおける無償就学前教育政策を可能にした構造的特徴とその意義、そしてそれが持つ課題について論究したものである。バングラデシュは最貧国でありながら、近年就学前教育の公立セクターを無償化した数少ない国の一つである。多くの国が就学前教育の無償化に資源的、制度的困難を抱える中で、なぜバングラデシュでそれが成功したのか、そしてその制度的な特質とは何なのかを比較教育学的視点から分析した。さらには就学前教育の無償化がバングラデシュ社会にもたらした影響と意義は何なのか、またその制度が抱える制度的課題とは何かについて考察したものである。

本論文は、以下の4点において顕著な独創性と高い学術的意義が認められる。

第1に、就学前教育の無償化に関する国際的な議論や諸外国の政策を広く研究し、 その実施方法を類型化し、バングラデシュの位置づけを行ったこと。すなわち、世界 には公立・民間を問わず、利用時間や所得に制限なく無償にする国は存在しないこと を示したうえで、バングラデシュは公立のみに限定し、所得制限などはないタイプで あると位置づけたこと。

第2に、最貧国の一つであるバングラデシュが就学前教育の無償化になぜ成功したのかについて理由を明らかにしたこと。すなわち、同国は公立学校のみへの限定的な無償化を行い、初等学校附属クラスという既存の簡便なインフラを利用して拡大させたこと、またNGOやUNICEFなどとの協働などがあったことなど、をその要因として論証したこと。

第 3 に、バングラデシュの就学前教育ナショナルカリキュラムの特徴について明らかにしたこと。すなわち、本カリキュラムは、理念的には国際的潮流ともいえる「子ども中心」「遊びを通した学び」を重視する、主体的経験主義の特徴を持ちながら、具体的な実践や評価項目などでは学術的な知識の獲得を目指す性格が強く、明確に就学準備型の特徴を有しているという、「質的ねじれ」を明らかにしたこと。

第4に、多数の学校での教員や保護者へのインタビューや実践観察を行い、同国の 就学前教育無償化は、就学率の向上に大きな効果を及ぼしたが、保護者の意識として は、必ずしも無償化が第一の選択理由ではなく、学校の物理的特徴や教員の質などを 主な判断基準にしていることを明らかにしたこと。

一方、本論文の課題としては、次のような点が指摘された。まず、(1) バングラデシュは就学前教育の制度化、すなわち就学前クラスの普及拡大と、無償化を同時に行っているので、就学率の変化や保護者の意識はそのどちらの変化の影響を受けているのか、明確な区別は難しいこと。(2) 就学前教育の無償化を無条件無制限で行っている国はなく、すべてのケースで条件や制限がある以上、「無償化」の定義は主観的にならざるを得ない。その意味で、本事例が示す示唆の国際的な適用には慎重でなければならないこと。しかしこれらは、本論文の学術的価値を損なうものではなく、むしろ本論文の高い到達点から期待される、今後の発展への方向性を示すものである。

よって、本論文は博士(教育学)の学位論文として価値あるものと認める。また、

令和2年1月29日、論文内容とそれに関連した事項について試問を行った結果、合格と認めた。
なお、本論文は、京都大学学位規程第 14 条第 2 項に該当するものと判断し、公表
に際しては、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める (期間未定)。

要旨公表可能日: 年 月 日以降